

根室圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会運営要領

1 目的

地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、根室圏域在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、もって根室圏域住民の健康寿命の延伸及び生活の質向上を目的に、根室圏域健康づくり事業行動計画推進会議開催要領6に基づいて設置する根室圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

2 協議事項

この連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行うため、次の事項について協議する。

- (1) 地域の健康課題を明確にし、共有すること。
- (2) 健康課題の解決に向けた実践活動を共同で実施すること。
- (3) 保健事業の企画・運営に関すること。
- (4) その他、連絡会の目的達成のために必要と認められる事項。

3 組織

- (1) 連絡会は、別表に掲げる関係機関・団体により構成する。
- (2) 連絡会に委員長を置く。
- (3) 連絡会の委員長は、委員の互選によるものとする。
- (4) 連絡会には、協議を円滑に進めるため、必要に応じ作業部会を設置することができる。

4 事務局

連絡会の事務局は、根室振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

5 その他

この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年5月28日から施行する。

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

別表

根室圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会構成機関・団体

	関係機関・団体
地域保健関係機関	根室市
	別海町
	中標津町
	標津町
	羅臼町
	根室振興局保健環境部保健行政室（根室保健所）
	根室振興局保健閑居部中標津地域保健室（中標津保健所）
職域保健関係機関・団体	根室市外三郡医師会
	釧路労働基準監督署
	北海道商工会連合会釧根支所
	根室商工会議所
	根室圏域内の町商工会
	根室圏域内の農業協同組合
	根室圏域内の漁業協同組合